



栃木県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第25号

目次

人事委員会

- 職員の任用に関する規則の制定..... 1
- 職員及び学校職員の意に反する降給に関する規則の制定..... 24
- 職員の退職管理に関する規則の制定..... 24
- 職員の給料等の支給に関する規則等の一部改正..... 28
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正..... 29
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 29
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正..... 48
- 栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正..... 49
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正..... 50
- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正..... 50
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正..... 50

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十四号

職員の任用に関する規則を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村澄夫

職員の任用に関する規則

職員の任用に関する規則（昭和六十一年栃木県人事委員会規則第十号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 採用（第四条―第十七条）
- 第三章 昇任（第十八条―第二十五条）
- 第四章 採用候補者名簿及び昇任候補者名簿（第二十六条―第三十二条）
- 第五章 条件付採用及び臨時的任用（第三十四条―第三十六条）
- 第六章 雑則（第三十七条・第三十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第五項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百二十五号）第一条に規定する職員を含む。以下同じ。）の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 法第十五条の二第一項第一号に規定する採用をいう。
- 二 昇任 法第十五条の二第一項第二号に規定する昇任をいう。
- 三 降任 法第十五条の二第一項第三号に規定する降任をいう。
- 四 転任 法第十五条の二第一項第四号に規定する転任をいう。
- 五 標準職務遂行能力 法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力をいう。

(職の分類)

第三条 職員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職は、次の各号に掲げる職及びこれらの職とその職務の複雑、困難及び責任の度が同程度の職（以下「相当職」という。）とする。

- 一 部長
- 二 課長
- 三 課長補佐
- 四 係長
- 五 主任又は主事若しくは技師

2 前項の規定にかかわらず、警察官にあつては、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十二条に規定する警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查の階級をもって職とする。

第二章 採用

(競争試験による職員の採用)

第四条 職員の採用（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定による採用を除く。）は、第十五条に規定する場合を除き、競争試験によるものとする。

(採用試験の目的及び種類)

第五条 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする。

2 採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 職員（大学卒業程度）採用試験
- 二 職員（高校卒業程度）採用試験
- 三 小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験
- 四 小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験
- 五 職員（資格・免許職）採用試験
- 六 職員（社会人対象）採用試験
- 七 警察官採用試験
- 八 警察官（特別区分）採用試験

(採用試験の区分及び対象となる職)

第六条 前条第二項に掲げる採用試験は、別表第一の区分試験の欄に掲げる採用試験に区分する。

2 前項の規定により区分された採用試験の対象となる職は、別表第一の区分試験の対象となる職の欄に掲げる職とする。

(採用試験の種目)

第七条 採用試験は、次の各号に掲げる方法（以下「試験種目」という。）のうち人事委員会が必要と認めるものにより行うものとする。

- 一 筆記試験
- 二 口述試験
- 三 体力試験
- 四 適性検査
- 五 身体検査
- 六 その他職務遂行能力を客観的に判定することができる方法

(採用試験の受験資格)

第八条 採用試験の受験資格は、別表第二のとおりとする。ただし、人事委員会は、特に必要と認めるときは、別に受験資格を定めることができる。

(採用試験の公告)

第九条 採用試験の公告は、県公報に登載するほか適切な方法により行うものとする。

2 採用試験の公告の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 試験の種類及び区分
- 二 受験資格
- 三 採用予定人員
- 四 試験種目

五 試験の日時及び場所

六 受験申込の受付期間、方法その他必要な手続

七 その他人事委員会が必要と認める事項

(合格者の決定)

第十条 人事委員会は、区分試験ごとに、各試験種目の成績を総合して得られた結果により、必要と認められる数の最終の合格者を決定するものとする。

(合格者の発表)

第十一条 人事委員会は、合格者を決定したときは、栃木県庁内の掲示場はその受験番号を掲示して発表するとともに、試験に合格した旨を書面で本人に通知するものとする。ただし、人事委員会が適当と認めるときは、他の方法により発表又は通知することができる。

2 人事委員会は、必要と認めるときは、不合格者にその旨を書面で通知するものとする。

(採用試験の実施に関する協力依頼)

第十二条 人事委員会は、任命権者に対し、採用試験の実施に関し必要と認める事項について協力を依頼するものとする。

(共同試験)

第十三条 人事委員会は、必要と認めるときは、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して採用試験を実施することができる。

(採用選考の目的)

第十四条 採用のための選考(以下「採用選考」という。)は、当該採用選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもってその目的とする。

(選考により採用する職)

第十五条 法第十七条の二第一項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる職に採用しようとする場合とする。

一 第三条第一項第一号から第四号までに掲げる職及びその相当職(第八号から第十一号までに掲げる職に該当するものを除く。)

二 第三条第二項に掲げる警部補以上の職(第八号から第十一号までに掲げる職に該当するものを除く。)

三 単純な労務に雇用される者の職

四 法令上の資格又は特定の知識若しくは技能等を必要とする職で競争試験によることが適当でないと人事委員会が認めるもの

五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項又は第十八条第一項の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする職

六 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする職

七 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年栃木県条例第三十五号)第八条第一項の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする職

八 教育委員会に置かれる職で教育公務員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に規定する教育公務員をいう。)の経験を有しなければその職務遂行が著しく困難と人事委員会が認めるもの

九 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の採用試験又は採用選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該採用試験又は採用選考に係る職と同種で、かつ、職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの

十 かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同種で、かつ、職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの

十一 前二号に準ずる職で競争試験によることが適当でないと人事委員会が認めるもの

2 前項に定める職のほか、採用試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職への採用は、選考によることができるものとする。

(採用選考の基準及び方法)

第十六条 採用選考は、当該採用選考される者が、人事委員会が別に定める年数に達している者であり、かつ、当該職が法令に定める学歴、免許その他の資格を必要とするものにあつては当該学歴、免許その他の資

格を有することを要件とする基準に適合しているかどうかに基づいて判定することにより行うものとする。

- 2 人事委員会は、採用選考を行うに当たって必要と認めるときは、筆記試験、口述試験、体力試験、適性検査、身体検査、経歴調査その他職務遂行能力を客観的に判定できる方法による考査を行うことができる。
- 3 前二項の規定により欠員の職を補充することが困難なとき、部内の他の職員との均衡上特に必要があるとき、その他人事行政の運営上支障をきたすおそれがあると認めるときは、人事委員会は別に採用選考の基準を定めることができる。

(採用選考の手続)

第十七条 採用選考は、任命権者の請求に基づき、採用しようとする者についてその都度行うものとする。

- 2 任命権者は、前項の請求をしようとするときは、採用選考請求書に履歴書その他採用選考に必要な書類を添えてこれを人事委員会に提出しなければならない。
- 3 前二項に定める手続のほか、任命権者は、公募による採用選考の実施を人事委員会に依頼することができる。
- 4 人事委員会は、採用選考を行ったときは、その結果を、速やかに、任命権者に通知するものとする。

第三章 昇任

(昇任試験により昇任する職)

第十八条 法第二十一条の四第一項の人事委員会規則で定める職は第三条第二項に掲げる警部、警部補及び巡查部長の職とし、当該職に昇任する場合は、昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）を行うものとする。

(昇任の特例)

第十九条 次のいずれかに該当する場合の昇任については、前条の規定にかかわらず、選考によることができる。

- 一 公務上の負傷又は疾病により危篤又は重度心身障害の状態となった場合において、その者が任用されていた職の直近上位又は二階級上位の職へ昇任するとき。
- 二 生命を賭して職務を遂行し、その功績を表彰された場合において、その者が任用されていた職の直近上位の職へ昇任するとき。
- 三 相当の長期間継続して勤務し、その在職中の勤務実績が良好であった者が退職する場合又は危篤となった場合において、その者が任用されていた職の直近上位の職へ昇任するとき。
- 四 警察官として相当の長期間継続して勤務し、その勤務実績が良好であった場合において、警部、警部補又は巡查部長の職へ昇任するとき。

(昇任試験の種類)

第二十条 昇任試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 警部昇任試験
- 二 警部補昇任試験
- 三 巡查部長昇任試験

(昇任試験の区分及び対象となる職)

第二十一条 前条に掲げる昇任試験は、別表第三の区分試験の欄に掲げる昇任試験に区分する。

- 2 前項の規定により区分された昇任試験の対象となる職は、別表第三の区分試験の対象となる職の欄に掲げる職とする。

(昇任試験の受験資格)

第二十二条 昇任試験の受験資格は、別に定める。

(昇任試験の周知)

第二十三条 昇任試験の周知は、受験資格を有する全ての職員に対し、通知その他適切な方法により行うものとする。

- 2 昇任試験の周知の内容は、第九条第二項各号に掲げる事項に準ずる事項とする。

(昇任試験の実施)

第二十四条 第五条第一項、第七条、第十条から第十二条までの規定は、昇任試験を実施する場合について準用する。

(昇任選考の基準)

第二十五条 昇任のための選考の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第十九条第三号の規定に該当する場合にあつては、人事委員会が別に定める勤務年数を有すること。
- 二 第十九条第四号の規定に該当する場合にあつては、警察本部長が人事委員会の承認を得て定める基準に

適合するものであること。

第四章 採用候補者名簿及び昇任候補者名簿

(名簿の作成)

第二十六条 採用候補者名簿及び昇任候補者名簿(以下「名簿」という。)は、別表第一及び別表第三に掲げる区分試験ごとに作成し、人事委員会の議決により確定する。

2 名簿に記載された事項については、名簿の確定後はいかなる変更又は訂正も行いうることができない。ただし、次条から第二十九条までの規定による場合においては、この限りでない。

(名簿からの削除)

第二十七条 人事委員会は、採用候補者及び昇任候補者(以下「任用候補者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、これを名簿から削除するものとする。

一 当該名簿から選択されて任命された場合

二 当該名簿から選択されて任命される意思のないことを人事委員会又は任命権者に申し出た場合又はその照会に応答しない場合

三 当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合

四 受験資格を欠いていることが明らかとなった場合

五 受験の申込又は試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合

六 死亡した場合

七 昇任候補者名簿については、前名号に掲げるもののほか、職員としての地位を失った場合

(名簿への復活)

第二十八条 人事委員会は、前条第一号から第三号までのいずれかに該当して名簿から削除された任用候補者から当該名簿への復活の申出があつた場合において、相当の理由があると認めるときは、これを当該名簿に復活させることができる。

(名簿の訂正)

第二十九条 人事委員会は、任用候補者の氏名その他名簿の記載事項について異動があつた場合は、速やかに、当該名簿を訂正するものとする。

(名簿の失効)

第三十条 人事委員会は、名簿がその確定後一年以上を経過した場合その他人事委員会が定める事由に該当する場合は、当該名簿を失効させることができる。

(任用候補者の提示の請求)

第三十一条 任命権者は、名簿により職員を任命しようとする場合は、任用候補者の提示を、あらかじめ文書をもって人事委員会に請求しなければならない。

(任用候補者の提示)

第三十二条 人事委員会は、前条の規定により任命権者から任用候補者の提示の請求があつた場合は、当該名簿に記載されている者で当該職に任用されることを志望すると認められるものを任命権者に提示するものとする。

2 人事委員会は、前項の請求に係る名簿に記載されている者の数が任用すべき者の数に満たない場合又はその名簿がない場合は、適当と認められる他の名簿から、当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して提示することができる。

(選択の結果についての通知)

第三十三条 任命権者は、提示された任用候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該選択の結果について、文書をもって人事委員会に通知しなければならない。

第五章 条件付採用及び臨時的任用

(条件付採用期間の延長)

第三十四条 職員が条件付採用の期間の開始後六月間において実際に勤務した日数が九十日に満たない場合は、その日数が九十日に達するまで条件付採用の期間を延長するものとする。

2 採用後直ちに所定の研修又は教育を受けその後業務に従事する職員については、当該研修又は教育の期間の終わりまで条件付採用の期間を延長するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、条件付採用期間は、採用後一年を超えることはできない。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第三十五条 法第二十二條第二項の規定により人事委員会の承認を得て臨時的任用又は臨時的任用の期間の更新を行うことができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 災害その他重大な事故のため、採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
 - 二 臨時的任用を行う日から一年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
 - 三 任命権者が、その任用候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる場合において臨時的任用を行うときは、人事委員会の承認があつたものとみなす。当該臨時的任用の期間の更新をしようとするときも、同様とする。

(臨時的任用の承認申請)

第三十六条 任命権者は、臨時的任用又は臨時的任用の期間の更新の承認を受けようとするときは、承認申請書を人事委員会に提出しなければならない。

第六章 雑則

(書類の様式及び記載の方法)

第三十七条 次の表の上欄に掲げる規定に基づき同表の中欄に掲げる書類の様式及び記載の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式に定めるところによる。

根拠規定	書類の種類	様式
第十七條第二項	採用選考請求書	別記様式第一号
第十七條第三項	採用選考実施依頼書	別記様式第二号
第十七條第四項	採用選考結果通知書	別記様式第三号
第二十六條	採用候補者名簿	別記様式第四号
第二十六條	昇任候補者名簿	別記様式第五号
第三十一條	任用候補者提示請求書	別記様式第六号
第三十二條	任用候補者提示書	別記様式第七号
第三十三條	任用候補者選択結果通知書	別記様式第八号
第三十六條	臨時的任用の承認申請書	別記様式第九号
第三十六條	臨時的任用の期間更新承認申請書	別記様式第十号

(この規則の実施に関し必要な事項)

第三十八条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則の廃止)
- 2 競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則(昭和六十一年栃木県人事委員会規則第十一号)は、廃止する。
(手続等の効力)
- 3 この規則の施行前に改正又は廃止前の各規則の規定によつてした手続その他の行為であつて、改正後の職員の任用に関する規則の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした手続その他の行為とみなす。

(栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則の一部改正)

4 栃木県人事委員会の権限に属する事務の委任及び専決に関する規則(昭和四十八年栃木県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第二号及び第三号」を「第一号、第三号、第四号及び第十五号」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 警察本部長は、別表第一第一項第一号に掲げる採用試験及び同項第十五号に掲げる昇任試験を行う場合には、その実施計画その他必要事項についてあらかじめ人事委員会に協議するとともに、試験実施後速やかにその結果を報告しなければならない。

3 任命権者は、各年度ごとに、別表第一第一項第三号に掲げる職への採用の結果については別記様式第二号により、同項第四号に掲げる職への採用の結果については別記様式第三号により、翌年度の五月末日までに人事委員会に報告しなければならない。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

別表第一第一項中「昭和61年栃木県人事委員会規則第10号」を「平成28年栃木県人事委員会規則第14号」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「第5条第1項第5号」を「第15条第1項第8号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第5条第1項第4号の4」を「第15条第1項第7号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第5条第1項第4号の3」を「第15条第1項第6号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第5条第1項第4号の2」を「第15条第1項第5号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第5条第1項第3号」を「第15条第1項第3号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

(1) 任用規則第5条第2項第7号及び第8号に規定する採用試験に係る任用規則第7条各号に規定する採用試験の種目(同条第1号に規定する採用試験の種目にあつては作文試験に限り、同条第6号に規定する採用試験の種目にあつては人事委員会が別に定めるものに限る。)の実施

別表第一第一項第七号中「第5条第1項第7号」を「第15条第1項第9号」とし、「競争試験又は選考」を「採用試験又は採用選考」とし、「当該試験又は選考」を「当該採用試験又は採用選考」とし、「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」と改め、同項第八号中「第5条第1項第8号」を「第15条第1項第10号」とし、「同等」を「職務の複雑と責任の度が同等」と改め、同項第九号及び第十号中「第5条第1項第9号」を「第15条第1項第11号」とし、「選考」を「採用選考」と改め、同項第十一号中「第7条第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第十二号中「第7条第2号」を「第19条第2号」とし、「職務遂行し」を「職務を遂行し」に改め、同項第十三号中「第7条第3号」を「第19条第3号」とし、「勤務成績」を「勤務実績」と改め、同項第十四号中「第7条第4号」を「第19条第4号」とし、「勤務成績」を「勤務実績」と改め、同項に次の一号を加える。

(15) 任用規則第20条に規定する昇任試験の実施

別表第一第二項を削る。

別表第二第一項中「試験規則第15条」を「任用規則第29条」に改める。

別表第三第四項を次のように改める。

4 任用関係事項

- (1) 任用規則第15条第1項第4号に規定する職(係長以上の職及びその相当職を除く。)への採用選考
- (2) 任用規則第15条第1項第9号及び同条第2項に規定する職のうち主任、主事、技師及びこれらの相当職への採用選考
- (3) 任用規則第20条に規定する昇任試験の実施計画等に係る警察本部長からの協議に対する回答及び当該昇任試験の結果に係る警察本部長からの報告書の処理
- (4) 任用規則第27条に規定する名簿からの削除
- (5) 任用規則第32条に規定する任命権者に対する任用候補者の提示
- (6) 任用規則第35条第1項に規定する臨時的任用又は臨時的任用の期間の更新の承認

別表第一(第六条関係)

採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる職
行	政	職員(大学卒業程度)採用試験の他の区分試験の対象とならない、高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

職員（大学卒業程度）採用試験	薬剤師	薬剤師の免許を必要とし、主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	化学	主として化学に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	農業	主として農業に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	畜産	主として畜産に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	農芸化学	主として農芸化学に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	林業	主として林業に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	総合土木	主として土木及び農業土木に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	建築	主として建築に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	電気	主として電気に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	機械	主として機械に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	心理	主として心理に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	水産	主として水産に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	警察行政	警察において、高度の能力を必要とする事務に従事することを職務とする職
職員（高校卒業程度）採用試験	行政	職員（高校卒業程度）採用試験の他の区分試験の対象とならない、知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	農業	主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	林業	主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	総合土木	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

程度) 採用試験	建 築	主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	電 気	主として電気に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	機 械	主として機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	警 察 行 政	警察において、事務に従事することを職務とする職
小中学校事務職員(大学卒業程度) 採用試験	小中学校事務	市町立学校において、高度の能力を必要とする事務に従事することを職務とする職
小中学校事務職員(高校卒業程度) 採用試験	小中学校事務	市町立学校において、事務に従事することを職務とする職
職員(資格・免許職) 採用試験	保 健 師	保健師の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職
	臨床検査技師	臨床検査技師の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職
	診療放射線技師	診療放射線技師の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職
	理学療法士	理学療法士の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職
	作業療法士	作業療法士の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職
	管理栄養士	管理栄養士の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職
	栄 養 士	栄養士の免許を必要とする業務に従事することを職務とする職
	司 書	司書の資格を必要とする業務に従事することを職務とする職
	保 育 士	保育士の資格を必要とする業務に従事することを職務とする職
職員(社会人対象) 採用試験	総 合 土 木	主として土木及び農業土木に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
	建 築	主として建築に関する高度の知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

警察官採用試験	大学卒業者 (男性)	警察官の階級中巡査の職
	大学卒業者 (女性)	
	高校卒業者等 (男性)	
	高校卒業者等 (女性)	
警察官(特別区分)採用試験	武道指導	主として武道指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする警察官の階級中巡査の職
	国際捜査官	主として外国語に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする警察官の階級中巡査の職
	財務捜査官	主として財務会計に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする警察官の階級中巡査の職
	サイバー犯罪捜査官	主として情報処理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする警察官の階級中巡査の職

別表第二(第八条関係)

採用試験の種類	区分試験	受 験 資 格
職員(大学卒業程度)採用試験	行政	次に掲げる者 一 第九条第一項の規定により公告された当該試験の公告の日(以下「試験の公告の日」という。)の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十二歳未満の者 二 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者であつて、次に掲げるもの イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
	薬剤師	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十二歳未満の者であつて、薬剤師の免許取得者及び試験の公告の日の属する年度の薬剤師国家試験で免許取得見込みの者
	化学	
	農業	
	畜産	

	農 芸 化 学 林 業 綜 合 土 木 建 築 電 気 機 械 心 理 水 産 警 察 行 政	次に掲げる者 一 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十二歳未満の者 二 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者であつて、次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
職員（高校卒業程度）採用試験	行 政 農 業 林 業 綜 合 土 木 建 築 電 気 機 械 警 察 行 政	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者（大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者並びに人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者を除く。）
小中学校事務職員（大学卒業程度）採用試験	小 中 学 校 事 務	次に掲げる者 一 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十二歳未満の者 二 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者であつて、次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
小中学校事務職員（高校卒業程度）採用試験	小 中 学 校 事 務	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者（大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者並びに人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者を除く。）
	保 健 師	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十二歳未満の者であつて、保健師の免許取得者及び試験の公告の日の属する年度の保健師国家試験又は看護師国家試験で保健師の免許取得見

職員（資格・免許職）採用試験		込みの者
	臨床検査技師	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十二歳未満の者であつて、臨床検査技師の免許取得者及び試験の公告の日の属する年度の臨床検査技師国家試験で免許取得見込みの者
	診療放射線技師	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十二歳未満の者であつて、診療放射線技師の免許取得者及び試験の公告の日の属する年度の診療放射線技師国家試験で免許取得見込みの者
	理学療法士	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十二歳未満の者であつて、理学療法士の免許取得者及び試験の公告の日の属する年度の理学療法士国家試験で免許取得見込みの者
	作業療法士	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十二歳未満の者であつて、作業療法士の免許取得者及び試験の公告の日の属する年度の作業療法士国家試験で免許取得見込みの者
	管理栄養士	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十二歳未満の者であつて、管理栄養士の免許取得者及び試験の公告の日の属する年度の管理栄養士国家試験で免許取得見込みの者
	栄養士	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十歳未満の者であつて、栄養士の免許取得者及び試験の公告の日の属する年度の翌年度の三月三十一日までに免許取得見込みの者
	司書	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十歳未満の者であつて、司書の資格取得者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに資格取得見込みの者
職員（社会人対象）採用試験	保育士	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十歳未満の者であつて、保育士の資格取得者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに資格取得見込みの者
	総合土木建築	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十九歳以上三十四歳未満の者
警察官採用試験	建築	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十九歳以上三十四歳未満の者であつて、一級建築士の免許取得者
	大学卒業（男性）	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の男性であつて、次に掲げるもの 一 大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者 二 人事委員会が前号に掲げる者と同等の資格があると認める者
	大学卒業（女性）	試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の女性であつて、次に掲げるもの 一 大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者

	<p>高校卒業業者等 (男性)</p> <p>高校卒業業者等 (女性)</p>	<p>一 人事委員会が前号に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十三歳未満の男性であつて、この表の大学卒業業者(男性)の項に定める受験資格のないもの</p> <p>試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十三歳未満の女性であつて、この表の大学卒業業者(女性)の項に定める受験資格のないもの</p>
警察官(特別区分)採用試験	武道指導	<p>試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十三歳未満の男性であつて、柔道又は剣道に卓越した技能を有するもの</p>
	国際捜査官	<p>次に掲げる者であつて、人事委員会が定める語学の堪能なもの</p> <p>一 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十三歳未満の者</p> <p>一 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
	財務捜査官	<p>次に掲げる者であつて、財務会計に関する専門的知識を有するもの</p> <p>一 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十三歳未満の者</p> <p>一 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
	サイバー犯罪捜査官	<p>次に掲げる者であつて、情報処理技術者試験(基本情報技術者試験、ITパスポート試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。)に合格したもの</p> <p>一 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十三歳未満の者</p> <p>一 試験の公告の日の属する年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 大学を卒業した者及び試験の公告の日の属する年度の三月三十一日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>

別表第三(第二十一条関係)

昇任試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる職
昇任試験	警部特別選抜	

警部昇任試験	警部一般昇任試験	警察官の階級中警部の職
警部補昇任試験	警部補特別選抜昇任試験 警部補一般昇任試験	警察官の階級中警部補の職
巡査部長昇任試験	巡査部長特別選抜昇任試験 巡査部長一般昇任試験	警察官の階級中巡査部長の職

別記様式第1号（第17条関係）

採用選考請求書

栃木県人事委員会委員長

様

任命権者



第 号
年 月 日

年 月 日付をもって採用を予定している次の 名について、採用選考（及び初任給承認）をしたいので請求します。

氏 名					
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生		
採 用 後 の 勤 務 課 所 及 び 職 名					
採 用 選 考 理 由	職員の任用に関する規則 第15条第 項第 号	職員の任用に関する規則 第15条第 項第 号	職員の任用に関する規則 第15条第 項第 号		
基 準 学 歴 (出 身 校 名)	(年卒業)	(年卒業)	(年卒業)		
資 格 免 許	年 月取得	年 月取得	年 月取得		
経 験 年 数	区 分	年 数 換 算 年 数	年 数 換 算 年 数	年 数 換 算 年 数	
	本 県	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	
	他 官 庁	・	・	・	
	小 計	・	・	・	
	民 間	10/10	・	・	・
		8/10	・	・	・
	合 計	・	・	・	
初 任 給	行・公・研・医 () 級 号給	行・公・研・医 () 級 号給	行・公・研・医 () 級 号給		
次 期 昇 給	年 月	年 月	年 月		
※選 考 結 果					
※摘 要					

(注)

- 「採用後の勤務課所及び職名」の欄には、「○部○課」、「○県税事務所」のように記載し、また、「主事」、「係長」、「課長」のように記載すること。
- 「採用選考理由」の欄には、該当する項及び号を記入すること。なお、第15条第2項に該当する場合には、その具体的事由を記した添付書を併せて提出すること。
- 「基準学歴」の欄には、「新大卒」、「旧専3卒」、「旧中5卒」のように記載すること。
- 「経験年数」の欄には、「職員の初任給、昇格、昇給の基準に関する規則」の例により記載すること。
- ※の欄には、記載しないこと。

別記様式第2号（第17条関係）

採用選考実施依頼書

第 号
年 月 日

栃木県人事委員会委員長 様

任命権者



年 月 日付をもって採用を予定している次の職について、公募による採用選考の実施を依頼します。

採用選考に係る職	
資 格 要 件	
勤務箇所及び勤務内容	
採 用 予 定 人 員	
勤 務 条 件 等	
そ の 他	

別記様式第3号（第17条関係）

採用選考結果通知書

第 号
年 月 日

任命権者 様

栃木県人事委員会委員長



年 月 日付 第 号をもって請求のありました採用選考については、下記のとおり通知します。

記

採用選考に係る職

被採用選考者数
名

採用選考合格者数
名

(注)

- 1 「採用選考に係る職」の欄には、「課長補佐」、「係長」のようにその職名を記載すること。
- 2 不合格者が生じた場合には、その者の氏名を明記すること。

別記様式第4号（第26条関係）

採用候補者名簿

試験の種類			区分試験			試験実施日			名簿作成日					
順位	得点	受験番号	氏名	住所	最終学歴			採用			名簿の削除		備考	
					学校名	専攻学科	卒業年	年月日	職名	配属課所	年月日	理由		

(注)

「名簿の削除」の欄中「理由」の欄には、第27条第1号から第6号までに掲げる事項を記載すること。

別記様式第6号（第31条関係）

採用
候補者提示請求書
昇任

第 号
年 月 日

栃木県人事委員会委員長

様

任命権者



採用

次の職に対する 候補者名簿からの提示を請求します。

昇任

職 名	区分試験	配属予定課所	必要人員	採用 昇任 予定年月日	必要とする特別の知識、技能、その他 希望事項

(注)

「職名」の欄には、「主事」、「技師」のように記載し、「区分試験」の欄には、「農業」、「総合土木」のように記載すること。

別記様式第7号（第32条関係）

採用
候補者提示書
昇任

第 号
年 月 日

任命権者 様

栃木県人事委員会委員長



採用
次のとおり 候補者を提示します。
昇任

請求に係る職		請求に係る採用人員	名	提示人員	名
番 号	氏 名	住 所	又	は	勤 務 場 所

別記様式第8号（第33条関係）

任用候補者選択結果通知書

第 号
年 月 日

栃木県人事委員会委員長 様

任命権者



年 月 日付人委第 号をもって提示を受けました任用候補者の選択の結果について、
次のとおり通知します。

職名		提示を受けた人員 名			選択した人員 名	
選択結果	番 号	氏 名	採 用 又 は 昇 任 発 令 年 月 日	職 名	配 属 課 所	備 考

(注)

「選択結果」の欄には、選択した場合は「選」、不選択の場合は「不」と記載し、「備考」の欄には、
不選択の理由を次の略号により記載すること。

辞退——候補者の辞退により提示が撤回されたものとみなした場合

無応答——候補者から応答がないので選択の範囲から除いた場合

返送——候補者への通知が返送されてきたので選択の範囲から除いた場合

別記様式第9号（第36条関係）

臨時的任用の承認申請書

第 号
年 月 日

栃木県人事委員会委員長 様

任命権者



次のとおり臨時的任用を行うことの承認を受けたいので、履歴書添付の上、申請します。

職名	氏 名	給与	職 務 内 容	勤務課所	任 用 期 間	臨 時 的 任 用 を 必 要 と す る 理 由
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	
					年 月 日から 年 月 日まで	

(注)

- 1 「職名」の欄には、「主事」、「技師」のように記載すること。
- 2 「職務内容」の欄には、従事する職務の内容をできるだけ詳しく具体的に記載すること。
- 3 「臨時的任用を必要とする理由」の欄には、第35条第1項各号のいずれの場合に該当するか具体的にその理由を記載すること。

別記様式第10号（第36条関係）

臨時的任用の期間更新承認申請書

第 号
年 月 日

栃木県人事委員会委員長 様

任命権者



年 月 日付人委第 号をもって承認のありました臨時的任用につき、次のとおり期間の更新の承認を受けたいので、申請します。

従前の任用期間	更新の任用期間	氏名	更新の理由
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		

栃木県人事委員会規則第十五号

職員及び学校職員の意に反する降給に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

職員及び学校職員の意に反する降給に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の分限に関する条例（昭和二十六年栃木県条例第四十四号。以下「職員分限条例」という。）第十条及び学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年栃木県条例第三十三号。以下「学校職員分限条例」という。）第十一条の規定に基づき、職員及び学校職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降格の場合の号給)

第二条 職員分限条例第四条第一項の規定により職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「単純労務職員」という。）を除く。）を降格させた場合におけるその者の号給については、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和二十二年栃木県人事委員会規則第五号）第十七条の規定を準用する。

第三条 学校職員分限条例第五条第一項の規定により学校職員（単純労務職員を除く。）を降格させた場合におけるその者の号給については、栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和二十二年栃木県教育委員会規則第七号）第十二条の規定を準用する。

第四条 職員分限条例第四条第一項又は学校職員分限条例第五条第一項の規定により単純労務職員を降格させた場合におけるその者の号給については、人事委員会が別に定めるところによる。

(降号の場合の号給)

第五条 職員分限条例第四条第二項の規定により職員を降号させる場合又は学校職員分限条例第五条第二項の規定により学校職員を降号させる場合におけるこれらの者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が職員又は学校職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、職員及び学校職員の意に反する降給に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十六号

職員の退職管理に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成二十八年栃木県条例第九号。以下「条例」という。）第三条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十二条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等
- 二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社
- 三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社
- 四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社

(退職手当通算予定職員)

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第三号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長の職に準ずる職)

第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、別表に掲げる職とする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第五百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受けける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- 五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- 六 離職前五年間（再就職者が内部組織の長等の職又は第十四条に定める職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- 七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員の職及びその職務内容
- 八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第三十八条の二第一項に規定する契約等事務をいう。）
- 九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容
- 十 その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 職
- 四 依頼等をした再就職者の氏名
- 五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- 六 依頼等が行われた日時
- 七 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職（内部組織の長等の職を除く。）とする。

- 一 給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年人事委員会規則第二号）別表第一に掲げる職（組織の区分が知事の事務部局の本庁、議会事務局、教育委員会の本局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局又は労働委員会事務局であるものに限る。）のうち、給料の特別調整額に係る区分が一種から三種ま

でのもの

一 栃木県企業局企業職員給与規程(昭和三十二年栃木県電気事業管理規程第四号)別表第二に掲げる職のうち、給料の特別調整額に係る区分が一種から三種までのもの

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十六条 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

(内部組織の長の職に準ずる職)

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十二条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

一 給料の特別調整額に関する規則別表第一に掲げる職のうち、給料の特別調整額に係る区分が一種から四種までのもの

二 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長

三 栃木県企業局企業職員給与規程別表第二に掲げる職のうち、給料の特別調整額に係る区分が一種から四種までのもの

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

二 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合

三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(前二号に掲げる場合を除く。)であつて、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第二十四条 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 離職日
- 五 再就職日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長である栃木県教育委員会の教育長は、第二十二條の規定にかかわらず、条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職とする。

別表（第六条関係）

組 織	職
知事の事務部局	理事、保健医療監、会計局長及び危機管理監
議会事務局	事務局長
警察本部	部長及び首席監察官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が就いているものに限る。）
監査委員事務局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長
労働委員会事務局	事務局長
企業局	企業局長

栃木県人事委員会規則第十七号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第一条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和三十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一がんセンターの項を削り、同表業務課の項を次のように改める。

業 務 課	(1) 常時麻薬取締員として業務に従事する職員	二
	(2) 麻薬取締員として業務に従事する職員（課長、総括課長補佐及び(1)に掲げる職員を除く。）	〇・五

（職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第二条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「、がんセンター」を削る。

（初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正）

第三条 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、がんセンター」を削る。

附則第二項第一号中「に勤務する医師、がんセンターに勤務する医師及び歯科医師並びに」を「及び」に、「県立病院の医師等」を「県立病院の医師」に改め、同項第二号中「県立病院の医師等」を「県立病院の医師」に改める。

（給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第四条 給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の部衛生福祉大学校の項中「部長」を「部長（臨床検査部の部長を除く。）」に改め、同部がんセンターの項を削り、同部産業技術センターの項中「の部長」を「及び材料技術部の部長」に改め、同部畜産酪農研究センターの項中「分場長」を「研究企画監」に、「七種」を「五種」に改め、同表教育委員会の部図書館の項中「（足利図書館の館長を除く。）」を削り、
副館長
館長に限る。）

「」を「副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第一条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第十三4中学卒の部中学卒の項中「中等校」の次に「、職業実践専門校」を加える。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「小学校に」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第十九号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務）

第三条 給与条例第五条第三項の人事委員会規則で定める職務は、別表第一から別表第四までに定めるとおりとする。

第四条第一項中「級は、」の下に「給与条例第五条第三項及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十七条第一項中「号給は」の下に「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を加え、「と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「に対応する別表第二十四に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第三条関係）

行政職給料表級別職務表

職務の級	職務
三級	助教授の職務
四級	困難な業務を行う助教授の職務
五級	一 副検査監の職務 二 教授の職務 三 教頭の職務 四 師範の職務
六級	一 政策企画監の職務 二 政策調整監の職務 三 総務主幹の職務 四 検査監の職務 五 技幹の職務 六 主任教授の職務 七 監査官の職務 八 調査官の職務 九 管理官の職務 十 首席師範の職務 十一 困難な業務を行う副検査監の職務 十二 困難な業務を行う教授の職務 十三 困難な業務を行う教頭の職務 十四 困難な業務を行う師範の職務
七級	一 困難な業務を行う政策企画監の職務 二 困難な業務を行う政策調整監の職務 三 困難な業務を行う総務主幹の職務 四 困難な業務を行う検査監の職務 五 困難な業務を行う技幹の職務 六 困難な業務を行う主任教授の職務 七 困難な業務を行う監査官の職務 八 困難な業務を行う調査官の職務 九 困難な業務を行う管理官の職務 十 困難な業務を行う首席師範の職務
八級	一 危機管理監の職務 二 保健医療監の職務

	三 技監の職務 四 参事官の職務
九級	一 理事の職務 二 困難な業務を行う危機管理監の職務 三 困難な業務を行う保健医療監の職務 四 困難な業務を行う技監の職務 五 困難な業務を行う参事官の職務

別表第二(第三条関係)

公安職給料表級別職務表

職務の級	職務
五級	一 指導官(警部の階級であるものに限る。)の職務 二 対策官(警部の階級であるものに限る。)の職務 三 教養官(警部の階級であるものに限る。)の職務 四 巡察官(警部の階級であるものに限る。)の職務 五 取調べ監督官(警部の階級であるものに限る。)の職務 六 国際犯罪捜査情報官(警部の階級であるものに限る。)の職務 七 交通事故事件捜査統括官(警部の階級であるものに限る。)の職務 八 通信指令官(警部の階級であるものに限る。)の職務
六級	一 聴聞官の職務 二 意見聴取官の職務 三 広域捜査官の職務 四 取調べ調査官の職務 五 検視官の職務 六 指導官(警視の階級であるものに限る。)の職務 七 対策官(警視の階級であるものに限る。)の職務 八 教養官(警視の階級であるものに限る。)の職務 九 巡察官(警視の階級であるものに限る。)の職務 十 取調べ監督官(警視の階級であるものに限る。)の職務 十一 国際犯罪捜査情報官(警視の階級であるものに限る。)の職務 十二 交通事故事件捜査統括官(警視の階級であるものに限る。)の職務 十三 困難な業務を行う指導官(警部の階級であるものに限る。)の職務 十四 困難な業務を行う対策官(警部の階級であるものに限る。)の職務 十五 困難な業務を行う教養官(警部の階級であるものに限る。)の職務 十六 困難な業務を行う巡察官(警部の階級であるものに限る。)の職務 十七 困難な業務を行う取調べ監督官(警部の階級であるものに限る。)の職務 十八 困難な業務を行う国際犯罪捜査情報官(警部の階級であるものに限る。)の職務 十九 困難な業務を行う交通事故事件捜査統括官(警部の階級であるものに限る。)の職務 二十 困難な業務を行う通信指令官(警部の階級であるものに限る。)の職務
七級	一 監察官の職務 二 調査官の職務 三 警察学校副校長の職務 四 困難な業務を行う聴聞官の職務 五 困難な業務を行う意見聴取官の職務 六 困難な業務を行う広域捜査官の職務 七 困難な業務を行う取調べ調査官の職務

	八 困難な業務を行う検視官の職務 九 困難な業務を行う指導官（警視の階級であるものに限る。）の職務 十 困難な業務を行う対策官（警視の階級であるものに限る。）の職務 十一 困難な業務を行う教養官（警視の階級であるものに限る。）の職務 十二 困難な業務を行う巡察官（警視の階級であるものに限る。）の職務 十三 困難な業務を行う取調べ監督官（警視の階級であるものに限る。）の職務 十四 困難な業務を行う国際犯罪捜査情報官（警視の階級であるものに限る。）の職務 十五 困難な業務を行う交通事故事件捜査統括官（警視の階級であるものに限る。）の職務 十六 特に困難な業務を行う指導官（警部の階級であるものに限る。）の職務 十七 特に困難な業務を行う対策官（警部の階級であるものに限る。）の職務 十八 特に困難な業務を行う教養官（警部の階級であるものに限る。）の職務 十九 特に困難な業務を行う巡察官（警部の階級であるものに限る。）の職務 二十 特に困難な業務を行う取調べ監督官（警部の階級であるものに限る。）の職務 二十一 特に困難な業務を行う国際犯罪捜査情報官（警部の階級であるものに限る。）の職務 二十二 特に困難な業務を行う交通事故事件捜査統括官（警部の階級であるものに限る。）の職務 二十三 特に困難な業務を行う通信指令官（警部の階級であるものに限る。）の職務
八級	一 組織犯罪対策統括官の職務 二 警察学校長の職務
九級	一 困難な業務を行う組織犯罪対策統括官の職務 二 困難な業務を行う警察学校長の職務

別表第三（第三系関係）

研究職給料表級別職務表

職務の級	職務
四級	一 研究統括監の職務 二 研究企画監の職務 三 調査官の職務 四 管理官の職務
五級	一 困難な業務を行う研究統括監の職務 二 困難な業務を行う研究企画監の職務 三 困難な業務を行う調査官の職務 四 困難な業務を行う管理官の職務

別表第四（第三系関係）

医療職給料表(二)級別職務表

職務の級	職務
四級	助教授の職務
五級	一 教授の職務 二 教頭の職務 三 困難な業務を行う助教授の職務

六級	一	主任教授の職務
	二	困難な業務を行う教授の職務
	三	困難な業務を行う教頭の職務

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五及び別表第六 削除

別表第二十三の次に次の一表を加える。

別表第24 (第17条関係)

降格時号給対応表

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45

37	81	53	53	45	45	85	61	45
38	82	54	54	46	46	85	61	45
39	83	55	55	47	47	85	61	45
40	84	56	56	48	48	85	61	45
41	86	58	57	49	50	85	61	45
42	88	60	58	50	52	85	61	
43	90	62	59	51	54	85	61	
44	92	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				

87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	9	13	18	26	10	10	14	14
3	9	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18

7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	

57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	85	89	97	125	87	93		
78	86	90	98	125	88	93		
79	87	91	99	125	89	93		
80	88	92	100	125	90	93		
81	90	93	101	125	91	93		
82	92	94	102	125	92	93		
83	94	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					

107	125	137	141				
108	125	140	141				
109	125	142	141				
110	125	144	141				
111	125	145	141				
112	125	145	141				
113	125	145	141				
114	125	145	141				
115	125	145	141				
116	125	145	141				
117	125	145	141				
118	125	145	141				
119	125	145	141				
120	125	145	141				
121	125	145	141				
122	125	145	141				
123	125	145	141				
124	125	145	141				
125	125	145	141				
126	125	145					
127	125	145					
128	125	145					
129	125	145					
130	125	145					
131	125	145					
132	125	145					
133	125	145					
134	125	145					
135	125	145					
136	125	145					
137	125	145					
138	125	145					
139	125	145					
140	125	145					
141	125	145					
142	125						
143	125						
144	125						
145	125						

ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	17
2	26	34	18	18
3	27	35	19	19
4	28	36	20	20
5	29	37	21	21
6	30	38	22	22

7	31	39	23	23
8	32	40	24	24
9	33	41	25	25
10	34	42	26	26
11	35	43	27	27
12	36	44	28	28
13	37	45	29	29
14	38	46	30	30
15	39	47	31	31
16	40	48	32	32
17	41	50	33	33
18	42	52	34	34
19	43	54	35	35
20	44	56	36	36
21	46	58	37	38
22	48	60	38	40
23	50	62	39	42
24	52	64	40	44
25	53	66	41	45
26	54	68	42	46
27	55	70	43	47
28	56	72	44	48
29	59	74	46	50
30	62	76	48	52
31	65	78	50	54
32	68	80	52	56
33	69	83	53	58
34	70	86	54	60
35	71	89	55	62
36	72	92	56	64
37	74	95	58	67
38	76	98	60	70
39	78	101	62	73
40	80	106	64	73
41	82	111	67	73
42	84	116	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	97	121	89	73
54	98	121	89	73
55	99	121	89	73
56	100	121	89	73

57	102	121	89	73
58	104	121	89	
59	106	121	89	
60	108	121	89	
61	112	121	89	
62	116	121	89	
63	120	121	89	
64	121	121	89	
65	121	121	89	
66	121	121	89	
67	121	121	89	
68	121	121	89	
69	121	121	89	
70	121	121	89	
71	121	121	89	
72	121	121	89	
73	121	121	89	
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			

107	121		
108	121		
109	121		
110	121		
111	121		
112	121		
113	121		
114	121		
115	121		
116	121		
117	121		
118	121		
119	121		
120	121		
121	121		

ニ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54

31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	

81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ホ 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65

29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	57	49	45	50	50	65
34	58	50	46	52	52	65
35	59	51	47	54	54	65
36	60	52	48	56	56	65
37	62	53	49	57	59	65
38	64	54	50	58	62	65
39	66	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	70	57	53	63	73	65
42	72	58	54	66	77	65
43	74	59	55	69	81	65
44	76	60	56	72	85	65
45	78	61	57	76	85	65
46	80	62	58	80	85	65
47	82	63	59	84	85	65
48	84	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		

79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

へ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26

11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	30	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69
56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	

61	77	85	73	82	93	
62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	
64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	
66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	101	101	89	113		
78	102	102	90	113		
79	103	103	91	113		
80	104	104	92	113		
81	108	107	93	113		
82	112	110	94	113		
83	116	113	95	113		
84	120	116	96	113		
85	124	120	98	113		
86	128	124	100	113		
87	132	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			
95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			

111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第二十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の款総合政策課の項の次に次のように加える。

国 体 準 備 室	室長 室長補佐
-----------	---------

別表知事部局の部出先機関の款中「支所長 分場長」を「支所長」に改め、同款がんセンターの項及び同表教育委員会の部事務局の款国体準備室の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第二十一号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表一市又は町の部矢板市の款市長部局の項中「総務課人事担当副主幹 総務課長補佐兼財政担当主幹 総合政策課政策企画担当主幹」を「総務課人事担当主幹 総務課財政担当主幹 総合政策課長補佐兼政策企画担当主幹」に改め、同部那須烏山市の款市長部局の項中「室長 総合政策課財政担当課長補佐 総務課人事行政担当課長補佐 総合政策課財政担当係長 総務課人事行政担当係長」を「総合政策課財政グループ課長補佐 総務課人事行政グループ課長補佐 総合政策課財政グループ係長 総務課人事行政グループ係長」に改め、同項の次に次のように加える。

監査委員事務局	事務局長
---------	------

別表一市又は町の部那須烏山市の款選挙管理委員会の項中「選挙管理委員会」を「選挙管理委員会事務局」に改め、同項の次に次のように加える。

固定資産評価審査委員会事務局	事務局長
----------------	------

別表一市又は町の部市貝町の款町長部局の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同部壬生町の款町長部局の項中「総合政策課財政係長」を「総合政策課財政係長 総合政策課企画調整係長」に改め、同部野木町の款町長部局の項中「課長 室長 主幹」を「課長」に改め、同款農業委員会事務局の項中「事務局長 主幹」を「事務局長」に改め、同款教育委員会事務局の項中「課長」を「教育次長 課長」に改め、同表二一部事務組合の部芳賀地区広域行政事務組合の款を次のように改める。

芳賀地区広域行政事務組合	事務部長 事務局長 事務局長補佐 総務課長 管理課長 会計課長
	所長 所長補佐
	会計管理者

別表二一部事務組合の部小山広域保健衛生組合の款中「事務局長 事務局次長 総務課長 ぐみ処理施設整備課長 室長」を「事務局長 事務局次長 課長 所長 主幹 室長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第二十二号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「無給派遣職員」の下に「（これらの規定による育児休業の期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である者を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第二十三号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十六年栃木県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第二項及び第四項、第八条第二項並びに」を「第七条第四項及び」に改める。

第三条を削る。

第四条の前の見出しを削り、同条中「特定任期付職員」の下に「（条例第七条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「（特定任期付職員業績手当）」を付し、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条を削り、第九条を第七条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第二十四号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十六年栃木県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三項及び第五項」を「第五条第五項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第四条を削る。

第五条の前の見出しを削り、同条を第四条とし、同条の前に見出しとして「（任期付研究員業績手当）」を付し、第六条を第五条とする。

第七条第一項中「できる第一号任期付研究員」の下に「（条例第五条第一項に規定する第一号任期付研究員をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第六条とし、第八条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。